

鹿児島大学研究支援センター動物実験施設 感染実験室使用心得

この使用心得は、鹿児島大学研究支援センター動物実験施設感染実験室を使用するに当たって病原微生物の拡散を防ぎ、利用者及び被検動物以外の動物への感染を防止し、かつ感染実験室の円滑な運営・管理を行うために定めたものである。

1. 感染実験室の部屋の区分

感染実験室は、3011室、及びその前室である3014室からなる。

2. 病原体安全度分類と当感染実験室で使用できる病原体

感染実験室では、参考資料に示す病原体の安全度分類の指標による安全度2以下（BSL 2以下）かつ動物実験施設が許可した病原体を用いて実験できる。

3. 使用申込方法と使用許可

- 1) 感染実験室を使用する場合には、所定の用紙「動物実験計画書」、「施設利用申込書」、「感染動物実験室使用申込書」に必要事項を記入し、使用2週間以前に動物実験施設事務室（以下「事務室」という。）に提出する。
- 2) 施設教員及び担当職員で合議検討のうえ使用許可を申込者に連絡する。
- 3) 利用者は実験開始前に施設担当職員と感染実験室の運営上必要な事項（入室者数、ケージ交換日、使用病原体に有効な消毒方法、ヒトに感染した際の対応等）について十分に打ち合わせを行わなければならない。

4. 感染実験室への入室、退室

- 1) 動物実験施設1階の更衣室で帽子・マスク・手袋・実験着を着用する。
- 2) 感染実験室の前室で予防衣を着用する。
- 3) 拭き取り掃除用のキムタオル、5Lビニール袋を持って、感染室内に入室する。
- 4) 作業後、有効な消毒薬をキムタオルに浸し、感染実験室内を消毒する。
- 5) 感染実験室から退室するときは、感染実験室内で予防衣・帽子・マスク・手袋を脱衣し、使用したキムタオルと共に5Lのビニール袋の中に入れ封をする。封入後、感染実験室内の90Lビニール袋に入れる。
- 6) 前室に出て、帽子・マスク・手袋を着用し、退出する。

5. 消毒薬等

- 1) 感染実験室で使用する通常の消毒薬は職員で準備する。
- 2) 使用病原体に有効な消毒薬等は各自実験者で準備する。

6. 動物の搬入・搬出

- 1) 動物の感染実験室内への搬入・搬出は原則として利用者が行うものとする。購入した動物をそのまま感染実験室で使用する場合は、施設職員が前室に動物を準備する。
- 2) 動物の死体は、準備した黒いビニール袋に入れたうえ、消毒をしてから前室に持ち出す。用意してある空ケージ2つの間に挟み、前室に設置してあるオートクレーブに入れ、滅菌する。オートクレーブの使用方法は、前室の貼り紙を参照。
- 3) 実験の都合上やむを得ず、動物や臓器を持ち出す場合あるいはオートクレーブにかけることができない物品を持ち出す場合には密封できる容器に入れ、その外側を消毒液で十分に消毒した後に、持ち出す。

7. 飼育器具等の搬入・搬出

- 1) 飼育器具類の感染実験室内への搬入・搬出は原則として実験者が行うものとする。
- 2) 感染実験室で使用する飼育器具類（ケージ，給餌器，給水瓶等）は，洗浄消毒済のものを施設職員が感染実験室の前室に準備し、利用者が感染実験室に持ち込む。
- 3) 使用したケージ，給水瓶，実験器具等は感染実験室内で消毒後、前室に設置してあるオートクレーブに入れ、滅菌する。オートクレーブの使用方法は、前室の貼り紙を参照。とくに注射針やガラス器具類は処理に当たっての事故を防ぐために、他のものと区別して、オートクレーブに入れなければならない。

8. オートクレーブの取扱

滅菌終了後、オートクレーブ内の中ものはすべて職員が処分するので、処分されると困るよう特殊な実験器具等をオートクレーブ内に入れた場合には、その事を予め連絡しておかなければならない。

9. 感染実験室における動物飼育

- 1) 感染実験室内での作業は、使用者の責任において行う。
- 2) 動物ケージは、アイソレーションラックに入れ、飼育する。
- 3) ケージ交換は、週1回以上実施する。
- 4) 給餌・給水は観察日あるいは、ケージ交換時に行う。
- 5) 飼育管理作業終了後は感染実験室内を消毒液で浸したキムタオルで拭く。

10. 感染実験室での実験操作

- 1) 感染実験室内での実験操作は、使用者の責任において行う。
- 2) 検体は原則として、各研究室で調整のうえ搬入し、感染実験室では投与等のみを行うものとする。

3) 感染実験終了後の動物の解剖、血液及び臓器採取、その他感染動物を取り扱う操作は病原体の拡散が防止できる方法で行う。

4) 感染実験室内で、万一病原体を入れた容器を破損し又は転倒した場合には、直ちに拭きとり消毒液を噴霧し危険を最小限にとどめるようにする。

11. 感染実験室での実験終了時の処置

1) すべての実験が終了した時には、感染実験室に持ち込んだすべてのものを所定の手順により感染実験室外に持ち出さなければならない。

2) 感染実験室及び前室内を消毒薬入りのスプレーで噴霧する。

12. 感染実験室の使用の制限

1) 使用心得を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼした場合や動物実験指針から逸脱するような実験を行った場合には、施設長は実験者に注意を与え、さらに感染実験室使用の制限又は禁止の措置を講ずることがある。

2) オートクレーブや空調器の点検・修理等を行う場合あるいは感染実験室内が著しく汚染された場合には一時的に感染実験室使用の中断又は制限を利用者に求めることがある。

13. その他

1) 動物室の電球が切れた場合や感染実験室内に備え付けの物品に不足が生じた場合には、事務室に連絡する。この場合、施設職員が状況に応じて対応する。

2) 実験予定に変更が生じた場合には、事務室に速やかに連絡する。